

「京都市国際戦略ビジョン（仮称）」翻訳業務委託に係る  
プロポーザルに関する質問への回答について

No.	質 問	回 答
1 納期について		
(1)	パブリックコメント用翻訳の期限が令和2年11月13日(金)とあるが、この内容は、仕様書別紙のものを翻訳したものという認識で、翻訳・ネイティブ校正・日英照合を完了させた状況での納品という認識でよいか。	その認識で問題ない。なお、仕様書別紙の内容は、原稿提供時に一部修正されている可能性があることを留意いただきたい。
(2)	パブリックコメント反映の原稿に数回差し替えの可能性があるが、最終版の納品が令和3年2月5日(金)という認識でよいか。	その認識で問題ない。
(3)	日本語原稿受領から初稿納品までのくらの納期教えていただきたい。 「〇月上旬・中旬・下旬に原稿提供〇月上旬・中旬・下旬に翻訳初稿を納品すること」のような回答でよい。	10月中旬に原稿提供予定であり、その後のスケジュールについては、協議日程も含めパブリックコメント納期に間に合わせられるように提案していただきたい。
2 原稿について		
(1)	仕様書に「※パブリックコメントや庁内外の協議等を通じて、数回程度、差し替えがある予定。」とあるが、これは日本語原稿を受領し翻訳作業に既に着手している期間に原稿の修正・差し替えがあるということか。また、その場合どの程度の差し替えが予想されるか。既に翻訳作業進行中に大幅な日本語文言の変更がある場合でも、契約金額の変更はできないという認識でいる。	翻訳作業に既に着手している期間に修正・差し替えの可能性はある。差し替えの度合いについては、大幅なものではなく、文言や言い回しの修正程度と想定している。仮に大幅な変更がある場合であっても、契約金額の変更はできない。
(2)	翻訳対象のうちテキスト情報ではない、図や表部分の翻訳も含まれるか。	図や表部分の翻訳も含まれる。

No.	質 問	回 答
3 提出資料について		
(1)	募集要項にある提出資料一覧のうち、「当該翻訳業務に係る実施体制図」及び「翻訳業務に従事させる者の名簿及び当該翻訳者の翻訳能力を推量するに足る経歴書等」は指定の書式はなく、任意の様式で問題ないか。	任意の様式で問題ない。
(2)	京都市の入札参加資格を有していれば、今回の提出必要資料の4点（見積書・体制図・翻訳従事者経歴書・実績調書）以外の書類は特に提出不要だと思っ問題ないか（印鑑証明書や誓約書等）。	京都市の入札参加資格を有していれば、その4点以外の書類は提出不要。
4 翻訳体制について		
(1)	社で機密保持契約を結んでいる翻訳者への翻訳委託は認められるか。なお、チェックは社内常駐のネイティブチェッカーを想定している。	認められる。
(2)	募集要項別表【評価基準】の評価の着眼点に「業務遂行に必要な経験と能力を有していると認められる翻訳者、英文校正者、ネイティブチェッカーが配置できているか。」とあるが、一般的にネイティブチェックを行う際に、英文校正と日英照合（プルーフリード）を併せて同時に行う。そのため、「英文校正者」として単独では配置せず、翻訳者1名・ネイティブチェッカー1名の合わせて2名体制でのアサインを予定しているが問題ないか。	問題ない。